

1 検討の概要

練馬区行政評価委員会（以下、本委員会）は、区が実施した行政評価結果の妥当性及び行政評価制度のあり方について、第三者の視点から提言を行うために設置された機関である。

区は、平成 14 年度に行政評価制度を導入し、隔年で施策評価を実施している。第三者評価は、平成 16 年度に初めて実施し、今回が 2 度目の実施となる。

1. 1 練馬区行政評価委員会の概要

(1) 目的など

●設置目的（練馬区行政評価委員会の設置に関する要綱 第 1 条）

練馬区が行う行政活動に対する評価について、区民等による第三者の視点を確保し、評価の客観性、信頼性および透明性を高めるとともに、施策や事務事業等にかかる改革・改善ならびに評価制度の発展および定着を促進し、区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図るため、練馬区行政評価委員会を設置する。

●諮問された事項

- ・区が行った施策評価の結果の妥当性について
- ・区の行政評価制度のあり方について

●設置期間

平成 20 年 2 月 8 日～平成 20 年 6 月 30 日（提言を提出する日まで）

●委員会構成

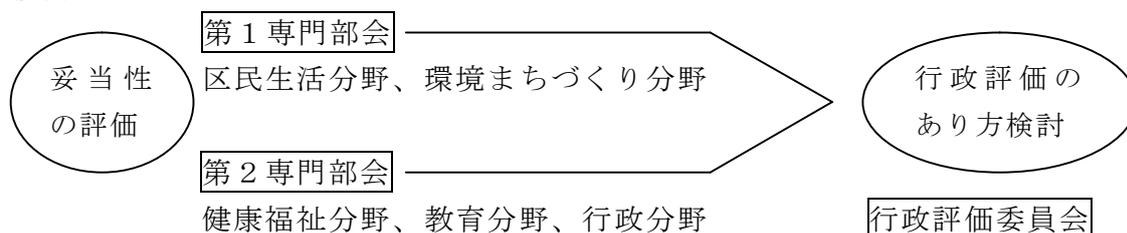
全 11 名	内 訳	行政評価に関する豊かな経験と優れた識見を有する者	3 名
		企業実務または評価実務に経験を有する区民	4 名
		一般公募による区民	4 名

(2) 検討の体制

本委員会では、諮問された 2 つの事項について、まず、「区が行った施策評価の結果の妥当性について」を、その後、妥当性評価の検討経過を踏まえ「区の行政評価制度のあり方について」を検討することとした。

また、施策評価の結果の妥当性評価にあたっては、練馬区行政評価委員会の設置に関する要綱第 8 条に基づき、2 つの専門部会を設置し、分野を定め検討を行うこととした。

◆検討体制



(3) 活動経過

上記の理由から、前半は主に専門部会を、後半に委員会を開催した。

	委員会	第1専門部会	第2専門部会
平成20年2月	1回	2回	2回
3月	1回	3回	3回
4月	—	2回	2回
5月	3回	—	—
6月	1回	—	—

1. 2 平成19年度施策評価の概要

(1) 新長期計画と施策評価

区では、平成17年12月に、平成18年度から22年度の5年間を計画期間とする「練馬区新長期計画」（計画目標 うるおい・にぎわい・支えあい とともに築く わがまち練馬 ～ 豊かさとゆとりあるまちへ ～）を策定した。

これは、平成13年度から取り組んできた長期総合計画（平成13年度～22年度）を見直したものであるが、単なる見直しにとどまらず、協働と経営を理念とする行政改革の推進など、新たな区政経営の基本的な方向を加えるとともに、平成16年度に実施した行政評価委員会からの「施策の位置づけに関する提言」を踏まえ、計画全体の再構築を図ることを目的とした。

新長期計画では、施策体系を、計画目標—分野別目標—政策—施策—基本事務事業—事務事業の6段階とし、それぞれを目標—手段の関係で関連づけている。さらに、124あった施策を78に再構築し（図1）、各施策には目指す状態を明記するとともに、達成状況を分かりやすく示すための成果指標と数値目標を設定している。

この成果指標と数値目標は、施策評価において達成状況を把握し、公表していくこととしており、今回、区が実施した施策評価は、新長期計画と連動し、各施策の進捗状況を初めて検証するものである。

(2) 評価結果の概要

区では、施策と事務事業を行政評価の対象としている。施策と事務事業は、目標（施策）と手段（事務事業）として深く関連付けられ、施策は事務事業を束ねるものとされている。

また、評価は、次のような区分で示している。

- A → 目標とする成果が上がっている・効率性が高い・良好に進んでいる など
- B → 目標とする成果が上がっていない・効率性が低い・良好に進んでいない など

(3) 平成 19 年度行政評価結果

●事務事業評価の概要

- ア 評価の対象 平成 18 年度に実施した事務事業のうち、庶務事務、補助金交付事務等を除く全事務事業（902 事務事業）
- イ 評価者 部長
- ウ 評価期間 平成 19 年 5 月 14 日～6 月 15 日
- エ 評価の方法 各事務事業について行政評価調整員の調整により、担当者、課長、部長等による討議を行い、事務事業評価表を作成
- オ 評価結果

	A	B	C
成果評価	6 0 4 (67.0%)	2 9 8 (33.0%)	/
効率性評価	7 5 6 (83.8%)	1 4 6 (16.2%)	/
必要性評価	8 9 0 (98.7%)	1 2 (1.3%)	/
総合評価	5 4 4 (60.3%)	3 5 8 (39.7%)	/
改革改善案	3 7 3 (45.0%)	3 4 5 (41.6%)	1 1 1 (13.4%)

※ 改革改善案 : 「A」達成 「B」一部達成 「C」検討中

●施策評価の概要

- ア 評価の対象 練馬区新長期計画に定める 78 の全施策
- イ 評価者 副区長（事業本部に属さない部に係る施策）、事業本部長（事業本部に係る施策）、教育長（教育委員会に係る施策）
- ウ 評価期間 平成 19 年 6 月 16 日～7 月 13 日
- エ 評価の方法 各施策について、評価者、関係部課長、担当者等からなる施策検討会議において討議を行い、施策評価表を作成
- オ 評価結果

	A	B
成果評価	5 0 (64.1%)	2 8 (35.9%)
成果と経費の比較	6 8 (87.2%)	1 0 (12.8%)
総合評価	5 9 (75.6%)	1 9 (24.4%)

その他、評価表には、

- ① 上記「成果評価」「成果と経費の比較」の結果となった要因について、区の内
部要因と外部要因に分けて分析している。
- ② 評価結果を受けて、平成 19 年度～20 年度の改革・改善案を策定している。

1. 3 第三者評価の実施方法

(1) 施策の抽出

区が実施した施策評価の数は、前記のとおり 78 であり、本来であれば全ての施策について検討を行うことが望ましい形であった。しかしながら、時間的な制約もあり、

事務局とも協議の上、区の行政活動全体を網羅できる形で、第三者評価を行う施策を絞り込むこととした。

その方法として、まず、各政策（23）から1施策を選出することを委員会として確認し、個別の選択は専門部会の判断に委ねることとした。施策の重要性、区民との関わり大きさ、委員の関心度、新長期計画の記載、施策が束ねる事務事業などについて議論し、その結果、図1（※印）のとおり、第1専門部会では12施策、第2専門部会では11施策を検討の対象とした。

（2）区が行った施策評価の結果の妥当性について

区が行った施策評価結果の妥当性評価は、16年度に実施した第三者評価にならない、検討表（ワークシートー巻末資料3）を用い実施することとした。それぞれの項目を、「○」（良い・妥当）、「△」（やや疑問・判断が困難）、「×」（問題あり・妥当性を欠く）の3段階で評価を行い、判断の理由、改善すべき点などはコメント欄に記載した。

また、検討表（ワークシート）には、当初、「経費・財源欄」について評価する項目を設けていたが、①判断を行うには提供された情報が少ないこと ②そもそも区が評価していない項目であること、などの理由から妥当性評価は行わず、最終的に項目を削除した。

なお、専門部会における質問や疑問点に関する対応として、担当する課の職員にヒヤリングを実施することも検討したが、職員にかかる負担が大きいこと、また、区民目線での第三者評価という点からいえば、区民に与えられる情報は評価表のみであり、区民と同じ状況で検討を行うことも必要である、との考えもあったことから、担当課職員の同席は求めず、質問や疑問点については、事務局が担当課に確認し、回答するという形をとった。

（3）区の行政評価制度のあり方について

区の行政評価制度のあり方の検討にあたっては、現在、区が実施している行政評価の状況を十分に把握・検証することが重要である。

このため、区から提供された資料の検証はもちろんのこと、各専門部会における妥当性評価の際の議論を踏まえた上で、委員会として検討を進めた。

I だれもが地域で生き活きと暮らすために
～ 区民生活分野～

11 地域の活動が活発なまちをつくる

- ※ 111 地域活動を支援する
- 112 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
- 113 区民の文化芸術活動を支援する
- 114 国際交流を進める

12 経済活動が活発なまちをつくる

- 121 中小企業の経営を支援する
- 122 中小企業の勤労者と就労を支援する
- ※ 123 消費者の自立を支援する
- 124 都市農業を支援する
- 125 快適な買い物環境を整備する
- 126 まち歩き観光を推進する

13 安心できるまちをつくる

- ※ 131 犯罪等に対する態勢を強化する
- 132 自然災害に対する態勢を強化する

14 平和と人権を尊重するまちをつくる

- 141 平和を尊ぶ心を育む
- ※ 142 人権の尊重と男女共同参画を進める

15 納得と信頼の身近な行政を行う

- ※ 151 便利で効率的な窓口サービスを行う
- 152 区税負担の公平性を確保する
- 153 国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する

※印は、第三者評価を行った施策

II だれもが健やかに暮らすために
～ 健康福祉分野～

21 地域で福祉を支える

- ※ 211 地域の福祉活動を支援する
- 212 保健福祉の総合支援体制を確立する
- 213 保健福祉サービスの利用を支援する
- 214 福祉のまちづくりの考え方を広める

22 健康に基盤を築くまちをつくる

- ※ 221 健康づくりを支援する
- 222 健康づくりの条件整備を行う
- 223 健康に関する危機管理を行う
- 224 安全な衛生環境を確保する
- 225 地域における医療体制を確保する

23 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる

- ※ 231 地域で子育てを支える
- 232 保育サービスを充実する
- 233 子どもの放課後等の居場所を確保する
- 234 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

24 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

- 241 地域で高齢者を支える
- ※ 242 高齢者の多様な社会参加を支援する
- 243 特定(虚弱)高齢者の自立を支援する
- 244 要介護高齢者の自立を支援する
- 245 高齢者の生活基盤づくりを支援する

25 障害者が自立して暮らせるまちをつくる

- 251 地域で障害者を支える基盤をつくる
- 252 障害者が必要とするサービスを提供する
- 253 障害者の生活の場づくりを支援する
- ※ 254 障害者の就労・社会参加を推進する
- 255 障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える

26 生活の安定を図る

- ※ 261 生活の安定のための支援を行う

III だれもがいつまでも学ぶことができるために
～ 教育分野～

31 地域に開かれた教育を進める

- 311 教育施策への区民の参加を推進する
- ※ 312 地域とともに歩む学校づくりを推進する

32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

- 321 幼稚園教育を充実する
- ※ 322 小中学校の教育内容を充実する
- 323 教育環境を整備する

33 次世代を担う青少年を育てる

- 331 青少年の自主的な活動を支援する
- ※ 332 家庭・学校・地域の連携を支援する

34 ともに学びあえる生涯学習を進める

- ※ 341 生涯学習活動を支援する
- 342 読書活動を推進する
- 343 スポーツ活動を支援する
- 344 文化財と伝統文化を保存・活用・継承する

V 確かなまちの未来を拓くために

51 区民本位の効率的で質の高い行政を行う

- ※ 511 参加と連携による開かれた行政を進める
- 512 持続可能な行政運営を行う

IV だれもが快適に暮らすために
～ 環境まちづくり分野～

41 みどり豊かなまちをつくる

- 411 ふるさとのみどりを守る
- ※ 412 未来を築くみどりをつくる
- 413 みどりを愛し育む活動を広げる

42 環境にやさしいまちをつくる

- ※ 421 足元からの行動を広げる
- 422 公害問題を解決する
- 423 まちづくりで環境に配慮する
- 424 まちの美化を進める
- 425 率先して区の取り組みを進める

43 循環型社会をつくる

- ※ 431 ごみの発生を抑制する
- 432 リサイクルを進める
- 433 ごみの適正処理を進める

44 地域特性に合ったまちづくりを進める

- ※ 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
- 442 土地利用を計画的に誘導する
- 443 調和のとれた都市景観を形成する

45 生活しやすいまちをつくる

- 451 良好な市街地を形成する
- 452 まちの拠点機能を向上させる
- 453 災害に強い都市をつくる
- ※ 454 利用しやすい都市をつくる

46 良好な交通環境をつくる

- ※ 461 公共交通を充実する
- 462 主要な道路を整備する
- 463 道路の利用環境を整備する

47 安心して生活できる住まいづくりを進める

- 471 公共賃貸住宅を適切に管理・運用する
- ※ 472 良質な住まいづくりを支援する
- 473 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する